

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 平成28年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表（一）の備考3を次のとおり改定すること。

1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

2 期末手当及び勤勉手当

(1) 平成28年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.95月分（再任用職員については、0.45月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を1.80月分（再任用職員については、0.85月分）とすること。

イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.15月分（再任用職員については、0.55月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.20月分（再任用職員については、1.05月分）とすること。

ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.25月分（再任用職員については、0.55月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.40月分（再任用職員については、1.05月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.975月分とし、勤勉手当の年間支給月数を1.90月分とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

平成28年12月に支給する期末手当の支給月数を1.75月分とし、期末手当の年間支給月数を3.30月分とすること。

(2) 平成29年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.90月分（再任用職員については、それぞれ0.425月分）とすること。

イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.10月分（再任用職員については、それぞれ0.525月分）とすること。

ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.20月分（再任用職員については、それぞれ0.525月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.95月分とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.575月分及び1.725月分とすること。

3 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1及び2の(2)については、平成29年4月1日から実施すること。

II 給与制度の改正

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表（一）の1級を別記第3のとおり改定すること。
- (2) 上記(1)による改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級及び号給は、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。ただし、切替日の前日における号給が150号給から153号給までである職員（職務の級が1級であるものに限る。）の切替日における号給は、別に人事委員会が定める場合を除き、149号給とする。
- (3) 上記(2)のただし書により切替日における号給が定められる職員で、同日にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

2 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,000円（別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員（以下「行政職給料表（一）4級等職員」という。）にあっては、3,000円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最

初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第10条第4項又は学校職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき9,000円とすること。

(2) 行政職給料表(一)4級等職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,000円とすること。

(3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人に係る手当の月額を13,500円とする取扱いを廃止すること。

3 実施時期等

(1) この改定は、平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額の特例措置

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額については、Ⅱの2の(1)中「6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円」とし、Ⅱの2の(2)中「3,000円」とあるのは「6,000円」とし、Ⅱの2の(3)中「13,500円とする取扱いを廃止する」とあるのは「10,000円とする」とすること。